保険証の回収と返却にご協力をお願いします

例年、退職による資格喪失や、ご家族(被扶養者)の就職による扶養の認定解除が多くなる時期は、無効となった保険 証で医療機関を受診するケース(無資格受診)が増えます。無効の保険証は使用することができませんので、回収・返 却にご協力をお願いします。



保険証のポイント 「退職される方」や「扶養から外れる方」にお伝えください



在職時の保険証が使用できるのは

退職日まで!

※ご家族が扶養から外れた場合は、 扶養から外れた当日から保険証は 使えません。



退職時には在職時の

保険証の回収を!

提出、

ご家族の保険証や、高齢受給者証も 併せてご回収ください。



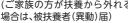
ご注意ください

資格喪失後に無効の保険証を使用された場合、協会けんぽが負担している 医療費(7~9割)を返納していただくことになります。

●回収した保険証



健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届 (ご家族の方が扶養から外れる



●電子申請によるお手続きの場合は 「到達番号」のわかる書面





日本年金機構 金沢広域事務センター

新様式の申請書(届出書)をご使用ください

協会けんぽでは、より分かりやすく、より記入しやすく、より迅速に給付金をお支払いする こと等を目的として、令和5年1月から各種申請書(届出書)の様式を変更しました。

旧様式の申請書で申請された場合には、事務処理等に時間を要してしまうことがあ りますので、新様式の申請書をご使用ください。

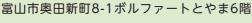




お問い合わせは 協会けんぽ富山支部業務グループ 076-431-6155まで







協会けんぽ 富山

- ■健康保険の給付・任意継続に関すること
- 健診や保健指導・健康企業宣言に関すること 保健グループ 076-431-5273
- レセプトや第三者行為に関すること
- ■広報など上記以外のこと
- 業務グループ 076-431-6155(代表)
- レセプトグループ 076-431-5272
- 企画総務グループ 076-431-6156



左の二次元コードから簡単に 登録ページにアクセスできます 2023 春号

事業主様をはじめとした皆様へご回覧ください

健康保険委員だより



「とやま健康企業宣言」の普及状況について

協会けんぽ富山支部では健康経営®の促進を図っています。 「とやま健康企業宣言」では県内の事業所様の健康づくりのサポートを行っています。





H29年度 H30年度 H31年度 R2年度 R3年度 R5年1月末 現在

金認定

767計

健康的にイキイキと働ける職場は、優秀な人材を惹きつけるだけでな

く、やりがいを感じてその職場で働き続けてもらう上でも重要です。ぜひ 「とやま健康企業宣言」をはじめましょう。 また、既に宣言している事業所様は「Step1認定」を目指して取り組み

健康経営の周知とともに、「とやま健康企業宣言」に参加している事業所様の取り組み等をホームページやメディア等 を活用して紹介しています。

協会けんぽ富山支部の ホームページに認定事 業所の取り組み事例を 協会けんぽ富山支部の ホームページや新聞等 に宣言事業所一覧(市町 村別)を掲載



ラジオに認定事業所の代表者 等が出演し、取り組み事例や 健康経営の効果について放送

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



お問い合わせは 保健グループ 076-431-5273まで

健康診断のご案内をお送りします

ご本人(被保険者)の健康診断



「生活習慣病予防健診対象者一覧」

送付先

発送時期 3月下旬

対象者 35歳~74歳の被保険者

ご家族(被扶養者)の健康診断

「特定健診受診券」



被保険者ご自宅宛

4月上旬

40歳~74歳の被扶養者



※の自己負担が軽減されます!

5,282円

検査項目	生活習慣病予防健診 35歳~74歳の被保険者(ご本人)が対象	定期健診 (事業者健診)
労働安全衛生法上の 定期健診 (肺がん検診含む)	0	0
大腸がん検診	0	×
胃がん検診	0	×

生活習慣病予防健診の ポイント

- 労働安全衛生法に基づく年に一度の定期健診(事業者健診)として利用できる!
- がん検診もまとめて受診できる!

生活習慣病予防健診:受診までの流れ



案内

事業所様

牛活習慣病予防健診対 象者一覧が協会けんぽ から事業所様あてに届 きます。



事業所様または 被保険者(ご本人)様

希望する健診機関へ 予約してください。





被保険者(ご本人)様

健診機関からのご案内に従 い受診してください。また、 保険証は必ず提示してくだ さい。

病気は早期発見・早期治療が大切です。お得になった健診をぜひご利用ください。

インセンティブ制度 令和3年度実績の集計結果がでました!

インセンティブ制度とは?

5つの評価指標に基づき、支部(都道府県)をランク付けし、上位となった支部に対して、結果に応じ たインセンティブ(報奨金)が付与され、健康保険料率の引下げが行われる制度です。

加入者・事業主の皆さまの健康への取組が保険料率に反映されます。 協会けんぽも皆さまの取組を全力でサポートさせていただきますの

で、令和5年度も引き続きよろしくお願いします。 ※令和5年度の取組は令和7年度の保険料率に反映されます。 について動画でご紹介 しています



支部別ランキング 令和3年度結果 富山支部



令和3年度の結果は、令和5年度の保険料率に反映 されます。

上位23支部に入るとインセンティブ(報奨金)の付 与による保険料率の引き下げを受けることができま すが、富山支部は惜しくも25位のため、インセンティ ブによる保険料率引き下げはありません。

※令和4年度実績から上位15支部がインセンティブ付与の対象と なります。(合和6年度の保険料率に反映されます。)

5つの評価指標ごとの 令和3年度取組結果



特定健診等の 実施率

7 位



特定保健指導の 実施率



特定保健指導 対象者の減少率 40位



受診勧奨を受けた 要治療者の



ジェネリック 医薬品の使用割合

事業所様へのお願い

協会けんぽの「生活習慣病予防健診」の

特定保健指導の実施について

- ●特定保健指導対象者への積極的な 声掛け
- ●勤務面への配慮
- ●相談スペースの確保
- ●受診勧奨を受けた方へ早期受診する ように声掛けをする

従業員様が健康で働き 続けるために、 事業所様でのサポート をお願いします。



